

高知市営住宅等指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名称 高知市営住宅及び共同施設
 指定予定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 申請団体数 2団体

3 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 令和7年10月6日（月） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 令和7年10月30日（木） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び団体ごとの面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき7名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 四国管財・日本管財共同企業体 1,019点（1,400点満点）

主な評価内容

事業計画書や面接における提案は、高齢者世帯への訪問やサービス、ひとり親世帯への制度案内等、三期12年間の実績を踏まえた安定した業務の遂行が期待できる内容である。他にも滞納や課題のある世帯に対しては、社会福祉協議会やその他の機関と外部連携を行うことや、自治会コミュニティの活性化に向けた具体的な取組について期待できるものであった。

市営住宅管理においては、法令遵守はもちろんのこと、滞納整理や複合的な課題を抱えている世帯に対応する専門性が必要であり、これまでの実績を踏まえながら、職員の定着及びスキル向上を図ることで安定的な管理運営及び収納率アップを期待したい。

【高知市指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点 (満点)	四国管財・日本管財共同企業体	A
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	105	68	62
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	245	174	115
指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設の維持管理 6 利用者等の安全確保	490	358	208
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	245	166	108
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	70	47	33
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 地域経済への貢献	245	206	174
合 計		1,400	1,019	700

4 審査委員会委員

(敬称省略)

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	市村 有生
副委員長	高知市財務部副部長	大宮 剛夫
委員	高知市都市建設部副部長	植田 耕太郎
	税理士	高芝 貴彦
	一級建築士・元高知県住宅課長	川崎 和久
	社会福祉法人高知市社会福祉協議会事務局長	竹島 直孝
	高知市住宅審議会委員（救護施設誠和園施設長）	山本 聡